

※入居資格審査の合否が確定されるまで、大切に保管してください。

定期募集 令和8年6月版

戸田市営住宅 空室入居者募集案内

【申込方法】

①窓口申込

⇒戸田市役所建築住宅課窓口（3階・24番窓口）へ必要書類を提出

②郵送申込

⇒下記郵送先へ必要書類を送付

③インターネット申込

⇒下記QRコード又は建築住宅課ホームページから「申込フォーム」にて必要事項を入力

【募集期間】

6月1日（月） から 6月15日（月） まで

詳しくは、1ページに記載の募集期間を必ずご確認ください。

<お問い合わせ先・郵送先>

戸田市役所 都市整備部
建築住宅課 住宅政策・マンション担当

〒335-8588 戸田市上戸田1丁目18番1号
TEL 048-441-1800（内線380・334）

【申込ホームページはこちら】



戸田市 市営住宅 申込み



目次

【市営住宅全般】

1	市営住宅申込について	1
2	市営住宅について	2
3	入居資格	5
4	入居収入基準	7

【市営住宅募集について】

5	募集住宅	15
6	入居者募集の流れ	21
7	入居予定者の選定（公開抽選）	24
8	入居者資格審査	26

Ⅰ 市営住宅申込について

募集期間

- ・窓口申込・郵送申込（必着）

6月1日（月）8：30 から 6月15日（月）17：15 まで

- ・インターネット申込

6月1日（月）9：00 から 6月15日（月）17：00 まで

※期日までに申込されなかったものについては、一切受付できませんので、
ご注意ください。

募集の注意事項

- ・『入居資格』をよく確認してから申し込んでください。
- ・入居申込書に記載のない方は入居することはできません。
- ・入居申込書類の記載漏れ及び記載誤りが非常に多いので、よく確認してから提出等してください。
- ・郵送提出の際、切手の料金不足となるケースが増えています。郵送される際は金額の間違いが無いようにしてください。
- ・市営住宅入居申込は1世帯につき1住戸のみとなります。申込者を変えて複数回申し込んだり、複数の住宅を申し込んだりした場合は失格となります。

2 市営住宅について

市営住宅とは

市営住宅は、公営住宅法に基づき、住宅に困窮している方のために自治体や国の経費で建てられた公的な賃貸住宅です。そのため、民間の賃貸住宅とは違い、収入制限などがあります。

市営住宅の特徴

①収入制限について

市営住宅は住宅に困窮している方のための住宅です。公営住宅法で規定されている収入基準を超える方は入居ができません。

②家賃について

家賃の金額は、入居者の世帯収入に応じて決定されます。入居者は毎年、市に対して1年間の収入を申告する義務があり、申告された収入に合わせた家賃が算定されます。

規定された収入基準を超えるときは、収入に応じて決まる家賃に、超過の割合に応じて加算された額の合計が家賃となります。また、入居してから5年以上経過し、収入調査で2年間引き続き「高額所得者」に認定されたときは、住宅の明渡しが請求されます。

市営住宅の家賃は、当月末日が納入期限です。家賃を滞納すると、明渡し請求をする場合もあります。また、家賃は当市指定の金融機関で納入していただきます。

③敷金について

敷金は、家賃の3ヶ月分を指定日までに納入していただきます。

④連帯保証人について

市営住宅に入居する際には、原則として、連帯保証人を1名選任していただきます。連帯保証人となる方には入居決定後、「請書」の該当欄に氏名等の必要事項の記入及び捺印をしてもらい、「住民票」、「課税証明書」及び「印鑑証明書」等を添付していただきます（入居決定のあった日から10日以内）。

ただし、一定条件を満たした場合、連帯保証人の選任を免除される場合がありますのでご相談ください。

⑤共益費・共用部の管理について

街路灯、廊下灯、給水施設、浄化槽及びエレベーター等の共同施設の電気代等の費用は「共益費」として市営住宅管理人（居住者の中から選定された方）に支払う必要があります。なお、各住宅の「共益費」は、設備内容等により異なりますので、市営住宅管理人の方から説明を受けてください。

また、共用部の管理については、市営住宅管理人の方の指示に従い、各住宅のルールに従って管理を行っていただきます。市営住宅での生活を快適に過ごすために必要不可欠な活動です。積極的に活動へ参加し、住みやすい環境づくりへのご協力をお願いします。

⑥入居者の義務について

入居者の方には、公営住宅法や市の条例等に基づいた義務やルールがあります。

⑦部屋の修繕や清掃について

市営住宅は以前の入居者が退去された後に、生活に支障が出ない範囲にて修繕を実施しており、汚損がある場合があります。また、修繕の際にク

リーニングも行っていきますが、修繕から時間が経過した部屋には、埃などが溜まっている場合もありますので予めご了承ください。

また、入居中及び退去時の修繕については、規定の負担区分に従い、市または入居者が行うこととなります。

⑧部屋の設備について

市営住宅には、エアコンやガス台、一部照明器具、ウォシュレット等が設置されていません。当選した後、内覧が可能ですので、ご確認いただき、ご入居の際にご自身でご準備ください。

⑨ペットについて

他の入居者の迷惑になりますので、市営住宅では犬・猫等の動物を飼育できません。

⑩電気・ガス・水道・インターネットについて

住宅の電気・ガス・水道・インターネットの契約は、入居の際に各自ご契約ください。なお、ガスにつきまして、柳原住宅及び笹目夏浜住宅はプロパンガスですが、それ以外の住宅は都市ガスになります。

⑪敷地内禁煙について

入居者の受動喫煙による健康被害を防止するため、居室内を除き、市営住宅の建物内（バルコニー等）及び敷地内は禁煙です。

⑫移動販売の実施について

本市と高齢者等の見守り活動に関する協定を締結する【(株)コモディイイダ】が市営8住宅のうち4住宅（下笹目住宅、笹目中居田住宅、下前住宅、川岸住宅）の敷地内で移動販売事業を行っていますが、実施住宅は今後変わる可能性があります。

3 入居資格

入居者共通資格

市営住宅に入居ができる方は、次の①～⑤までの全ての要件を備えていることが必要です。

- ① 現に同居し、又は同居しようとする方（3親等以内の親族、婚約者、事実婚の関係にある者、パートナーシップ・ファミリーシップの関係にある者）がいること。
- ② 入居しようとする世帯全員の収入の総額が、入居収入基準の範囲内にあること。
- ③ 入居可能日の前日時点（令和8年8月31日）で連続して戸田市に1年以上住所又は勤務場所があり、かつ、市民税等を完納していること。
- ④ 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。
- ⑤ 申込者を含めた同居世帯の全員が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団関係者ではないこと。

(※) 夫婦のどちらか一方が子供と申し込む場合（DV被害者の方を除く）や、社会通念上、著しく不自然な世帯分離による場合は入居できません。

住宅困窮要件について

自己所有の住宅、UR賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、都道府県営住宅、市町村営住宅に居住している方は、「住宅に困窮」とは認められず、原則として、市営住宅に入居することはできません。ただし、入居者共通資格に加えて、次の場合は入居が認められる場合があります。

①現在、自己所有の住宅に居住している方

- ・災害により住宅が滅失した方

②現在、他の公営住宅に入居している方

- ・現に居住している住宅の除却が決定されている方
- ・都道府県営住宅に入居しており、かつ、正当な事由による明渡しの期限日が定められている方で、明渡し期限日から起算して2年以内の方

③現在、UR賃貸住宅もしくは特定優良賃貸住宅等に入居している方

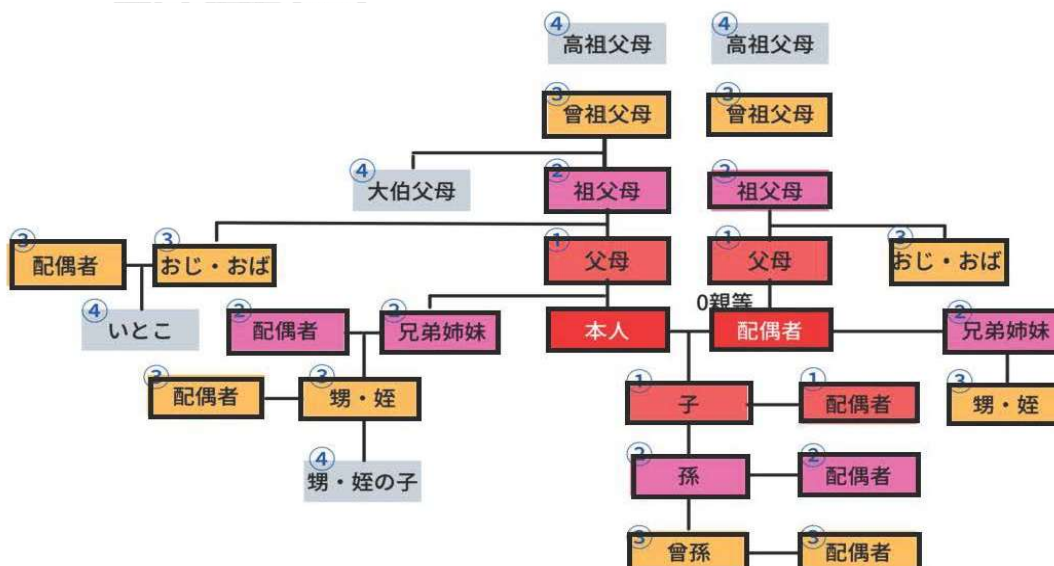
- ・現に居住している住宅の除却が決定されている方
- ・現に居住している住宅の家賃の負担率が、その年間収入金額を12で除した額の25%以上である方

外国人の方について

外国人の方にあっては、入居者共通資格に加えて、日本における中長期在留資格を有する方のみ入居することができます。

同居可能な親族について

市営住宅に入居できる同居人は、名義人の3親等以内の親族に限られます。



4 入居収入基準

入居収入基準

収入月額、法に則って過去1年間の状況を確認して入居資格を審査するためのものです。入居収入基準は次のとおりです。

申し込み前にご自身で10ページから13ページまでの計算方法により計算を行い、入居収入基準を満たしているかどうか確認してください。

収入月額 158,000 円以下

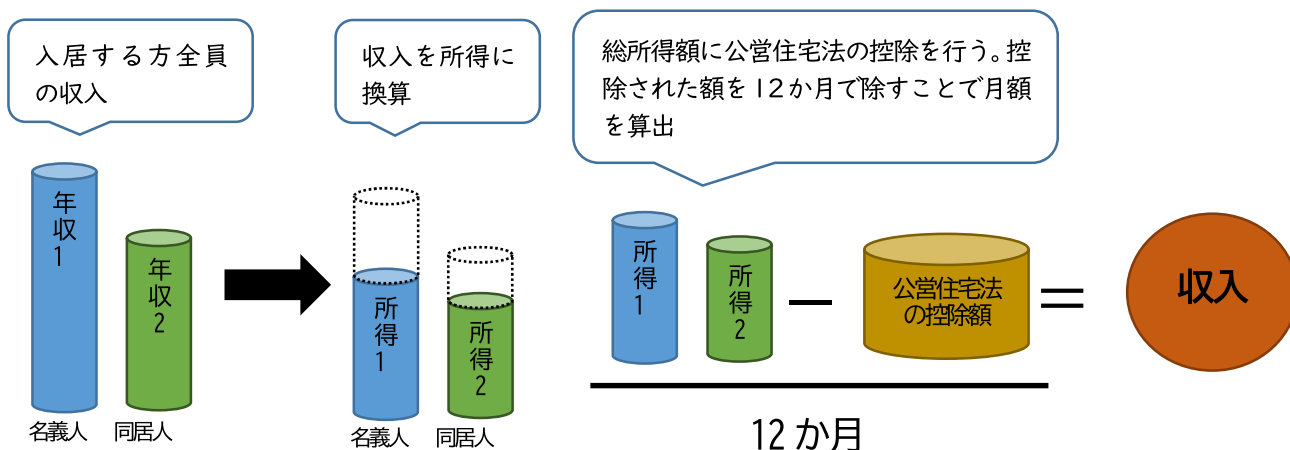
ただし、同居し或いは同居しようとする親族のうち、次に該当する方がいる世帯は、基準となる収入月額が **214,000 円以下** まで緩和されます。

- ・1級から4級の身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・1級から3級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ・㊤、A又はBの療育手帳（みどりの手帳等）の交付を受けている方
- ・申込者本人が60歳以上であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上の方
又は18歳未満の方
- ・戦傷病者手帳（障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症）の交付を受けている方
- ・原子爆弾被爆者の方
- ・海外からの引揚者で、日本上陸後5年以内で、引揚証明書の交付を受けている方
- ・ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律 第63号）第2条に規定するハンセン病療養所等に入所していた方

- ・小学校就学前の方（ただし、入居後3年間経過し、小学校就学前の子がなく、かつ収入月額が158,000円を超える場合は、収入超過者として明け渡し努力義務が発生すると共に、割増家賃が加算されます。）

《参考》

収入月額とは



収入計算の対象となる収入

- ・国民年金、厚生年金、企業年金、恩給等（遺族年金、障害年金は対象外）
- ・給与、賞与、残業その他の手当（アルバイト・パート等の収入も含む。）
- ・事業による所得（生命保険の外交員等の報酬も含む。）
- ・日雇い等による所得
- ・その他、利子・配当など継続的な収入で課税対象になるもの

収入計算の対象とならない収入

- ・退職所得、譲渡所得、一時所得、雑所得その他の所得のうち一時的なもの
- ・所定の期限（市営住宅入居申込日）までに勤務先を退職することが確実な方のその勤務先からの収入
- ・生活保護法による扶助費
- ・原爆被爆者諸手当

- ・雇用保険金、労災保険金、休業補償
- ・児童手当、児童扶養手当
- ・仕送り
- ・遺族年金・遺族基礎年金、障害年金・障害基礎年金、老齢福祉年金など（課税対象となる公的年金等は除く）
- ・給与所得者の一定額までの通勤手当
- ・年金生活者支援給付金

収入月額の計算方法

- 1** 最初に家族全員の年間所得金額を計算します。この年間所得金額とは年間収入金額から所得控除を差し引いた金額のことです。

(1) 申込み世帯の総収入は次の①～⑦のうちどれに該当しますか？

- 注意
- 1) 家族全員の収入を、個別に計算して合計して下さい。
 - 2) 1人で給与と年金の2種類以上収入がある場合は、個別に計算して合計して下さい。
 - 3) 1人で二箇所以上から収入がある方は、それぞれの年収を合計して下さい。

ア) 給与・事業所得

①	給与所得 (パート・アルバイト含む)	源泉徴収票では「支払金額」ではなく「給与所得控除後の金額」が年間所得金額です。市町村役場発行の所得証明書では「給与収入」ではなく「所得金額」がそのまま年間所得金額です。
②	事業所得	確定申告書の所得金額の合計がそのまま年間所得金額に当たります。
③	昨年1月2日以降に 事業又は 営業を開始した場合	事業を営んだ月数の年間 収入金額から推定年間所 得金額を算出 $\frac{\text{年間収入金額} - \text{必要経費}}{\text{事業を営んだ月数}} \times 12 = \text{推定年間所得金額}$
④	昨年1月2日以降に 就職又は 転職した場合	勤続月数から推定年間 収入金額を算出します。 $\frac{\text{年間収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤続月数}} \times 12 + \text{賞与} = \text{推定年間収入金額}$
⑤	就職後1ヶ月に満たず、 まだ1ヶ月分の給料が 支給されていない場合	基本給、家族手当、住宅 手当等固定的給与を12倍 する $\text{固定的給与} \times 12 = \text{推定年間収入金額}$ $\text{時給} \times \text{時間} \times \text{日数} \times 12 = \text{推定年間収入金額}$

イ) 年金所得

(⑥の方は非課税年金ですので、年間所得金額はゼロとなります。)

⑥ 遺族年金、障がい者年金、恩給扶助料、老齢福祉年金等の非課税年金受給者

(⑦に該当する方はP11の例3にて年間所得金額を確認してください)

⑦ 国民年金、厚生年金、公務員共済年金等の課税年金受給者

例1 源泉徴収票 給与所得の方 (P10の①に該当する方)

〇〇年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所 又は 居所	戸田市笹目〇-△-□ ハイツ戸田101		氏名	(受給者番 (フリガナ)
	種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除	
	給料・賞与	6,000,000円	4,360,000円		
控除配偶者の有無等	配偶者特別	扶養親族の数(配偶者除く)		障害者の数	

この金額がその年の年間収入金額です。この金額を13ページの「(A)世帯の所得金額」の欄に入れます。

例2 確定申告書 事業所得の方 (P10の①や②、③で確定申告を行った方)

所得金額	事業等	①							
	農業	②							
	不動産	③							
	利子	④							
	配当	⑤							
	給与	⑥		1	0	0	0	0	0
	雑	⑦							
	総合譲渡一時 ②+(③+⑦)×1/2	⑧							
	合計	⑨		1	0	0	0	0	0

確定申告書の「合計⑨」の金額が所得金額です。これは13ページの「(A)世帯の所得金額」の欄に入れます。

配偶者を事業専従者としている場合、事業専従者の収入は給与収入となるので、13ページの所得金額の算出方法に従い、確定申告書の「合計⑨」欄の金額と合算して、世帯の年間所得額としてください。

例3 源泉徴収票 公的年金の方 (P10の⑦に該当する方)

〇〇年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所	戸田市笹目〇-△-□ハイツ戸田101	
	氏名	戸田 太郎	
種別	支払金額	源泉徴収税額	
年金	1,000,000円		
扶養親族等の申告書の提出	本人	同一生計配偶者の有無等	

この金額がその年の年間所得金額です。この金額を12ページの表3に当てはめ年間所得金額を算出します。

公的年金の計算は年齢と年金額によって異なります。
65歳以上とあるのは、その年の12月31日に65歳になっている方のことです。

(2) 推定年間収入金額から所得金額を算出します (④～⑤に該当した方)

推定年間収入金額 (★)	推定年間所得額	
～ 650,999 円	0	
651,000 円 ～ 1,899,999 円	推定年間収入額 - 650,000 円	
1,900,000 円 ～ 3,599,999 円	★を端数処理 ★÷4000=A Aの小数点以下切り捨てた額=B B×4000=C	C×0.7 - 80,000 円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円		C×0.8 - 440,000 円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	★×0.9 - 1,100,000 円	
8,500,000 円 以上	推定年間収入金額 - 1,950,000 円	

(3) 課税年金収入から所得金額を算出します (⑦に該当した方)

公的年金の源泉徴収票の支払金額又は年金の支払い通知書合計金額を次の(表3)の計算式に当てはめて年間所得金額を算出します。

ア) 年金所得金額計算

(表3)

受給者の年齢	その年の年金額	年間所得金額
65歳以上	1,100,000円以下	0
	1,100,001円以上 3,299,999円以下	年金額 - 1,100,000
	3,300,000円以上 4,099,999円以下	年金額 × 0.75 - 275,000
	4,100,000円以上 7,699,999円以下	年金額 × 0.85 - 685,000
65歳未満	600,000円以下	0
	600,001円以上 1,299,999円以下	年金額 - 600,000
	1,300,000円以上 4,099,999円以下	年金額 × 0.75 - 275,000
	4,100,000円以上 7,699,999円以下	年金額 × 0.85 - 685,000

※受給者の年齢区分は、その年の12月31日の年齢によります。

イ) 所得金額計算※所得金額調整控除

給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計が10万円を超える場合は、給与所得控除後の金額から最高で10万円を差し引いた額が給与所得金額となります。

[給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円)] - 10万円 = 給与所得控除後の金額から控除する額

2 次いで収入月額を算出します。まず前項で算出した年間所得金額を下の収入月額計算式の(A)世帯の年間所得金額に本人の年間所得金額及び家族の年間所得金額を記入してください。次にその合計金額から(1)親族による控除と(2)特別控除を差し引きます。(D)控除後の世帯所得を12か月で割った金額が収入月額となります。

(1)親族による控除は、すべての世帯にあてはまります。(収入のある配偶者や親族も対象となります。)

本人を除いた家族数を下の式に代入し親族による控除額を算出します。その金額を下の収入月額計算式の(B)親族による控除額の欄に記入してください。

控除の種類	控除額	控除の対象となる方	備考
一般控除 (親族による控除)	1人につき 38万円	入居しようとする親族(本人を除く)及び所得税法上遠隔地扶養の対象となっている人。*遠隔地扶養とは所得税法に基づいた扶養親族であり、仕送りしているだけでは該当しません。	収入の有無にかかわらず控除されます。

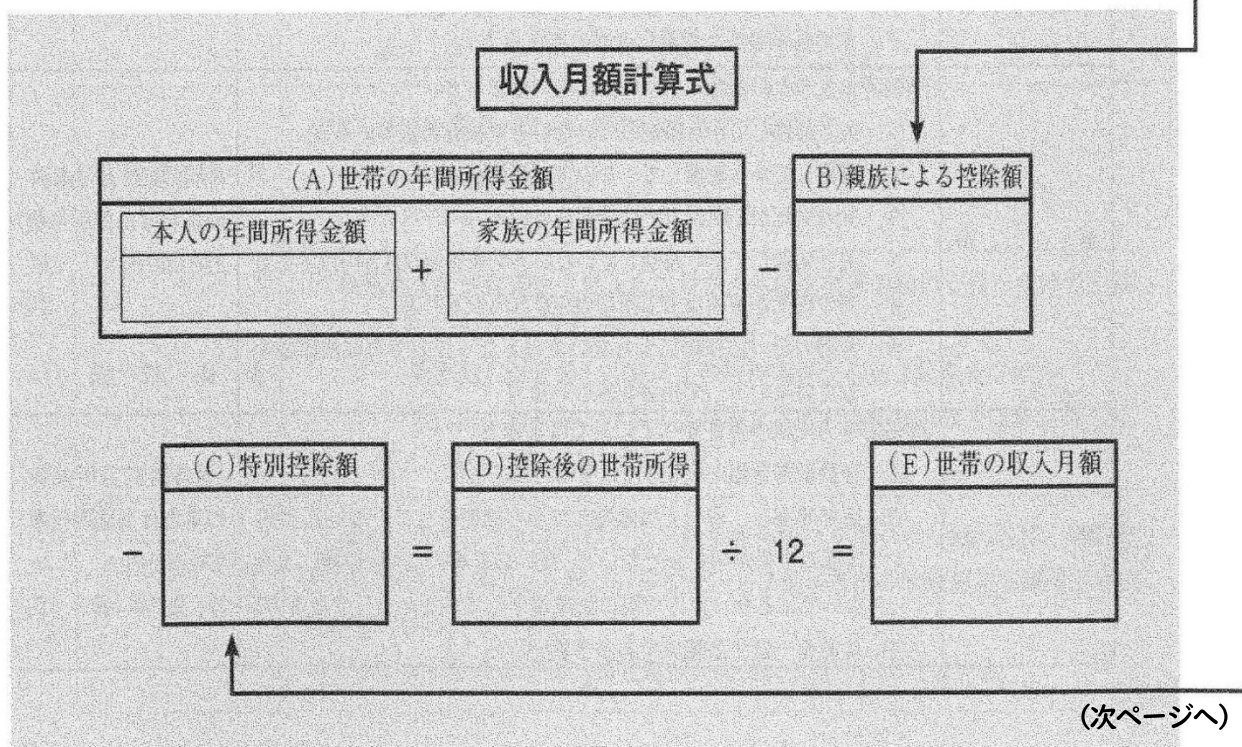
$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{入居世帯人数} \\ \hline \text{名} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{申込本人} \\ \hline \text{1名} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{同居していないが遠隔地} \\ \text{扶養している親族} \\ \hline \text{名} \\ \hline \end{array} \right) \times 38\text{万円} = \begin{array}{|c|} \hline \text{親族控除額} \\ \hline \\ \hline \end{array}$$

(2)特別控除は、該当する人が入居予定者(遠隔地扶養親族も含む)にいる場合にのみあてはまります。

次のページの表4を参照し、家族の状況にあわせて特別控除を選択して(C)特別控除額の欄に記入して下さい。次に、式に従い(D)控除後の世帯所得そして(E)世帯の月額所得を算出します。

先述の通り、入居の資格要件としての収入基準は、収入月額が158,000円以下となっています。これを超えた場合はお申込みできません。間違いのないよう計算して下さい。

*裁量世帯は214,000円以下となります。(7、8ページ参照)



(表4)

控除名	控除の対象者	控除金額
給与所得等控除	申込者本人又は同居親族に給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方	100,000円×人 ＝円 (所得金額10万円未満である場合には、当該所得額)
老人扶養親族控除	扶養親族のうち、入居可能日の前日時点で年齢70歳以上の方(扶養親族には同一生計配偶者も含む)	100,000円×人 ＝円
特定扶養親族控除	扶養親族のうち、入居可能日の前日時点で年齢16歳以上23歳未満の方(扶養親族には配偶者は含まれません)	250,000円×人 ＝円
障がい者控除	申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち以下のいずれかに該当する方 ア B・Cの療育手帳の交付を受けている方 イ 2級・3級の精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方 ウ 3級～6級の身体障がい者手帳の交付を受けている方 エ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第四項症から第六項症まで又は第一款症までの方 オ 入居可能日の前日時点で年齢65歳以上で障がいの程度がア、ウと同程度であることの認定書を福祉事務所長などから交付されている方	270,000円×人 ＝円 ※同一人物で障がい者控除と特別障がい者控除が重複する場合は控除額の大きいものが対象
特別障がい者控除	申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち以下のいずれかに該当する方 ア 心神喪失の状況にある方 イ 1級の精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方 ウ ①・Aの療育手帳の交付を受けている方 エ 1級・2級の身体障がい者手帳の交付を受けている方 オ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、特別項症から第三項症までの方 カ 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている方 キ 入居可能日の前日時点で年齢65歳以上で障がいの程度がア、ウ、エと同程度であることの認定書を福祉事務所長などから交付されている方 ク 常に就床を要し複雑な介護を要する方	400,000円×人 ＝円 ※同一人物で障がい者控除と特別障がい者控除が重複する場合は控除額の大きいものが対象
ひとり親控除	所得者本人が現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない方で、次の要件すべてに当てはまる方 (1) 生計を一にする子供(所得金額58万円以下)がいること (2) 合計所得金額が500万円以下であること (3) 所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	350,000円×人 ＝円 (所得金額35万円未満の場合は当該所得額)
寡婦控除	所得者本人が、アからウのいずれかに該当し、かつ、(1)から(3)の要件すべてに当てはまる方 ア 夫と離婚してから婚姻をしていない方で扶養親族がいる方 イ 夫と死別してから婚姻をしていない方 ウ 夫の生死が明らかでない方 (1) ひとり親に該当しないこと (2) 合計所得金額が500万円以下であること (3) 所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	270,000円×人 ＝円 (所得金額27万円未満の場合は当該所得額)

5 募集住宅

No	住宅名	所在地	昇降機 (EV)	駐車場	間取	対象 世帯	家賃 (予定)	平均 倍率 (※3)
①	川岸住宅 305号室	川岸 2-6-22	無	無	2DK (33.1㎡)	2人以上	10,200 ~20,100円	10倍
②	もくせい住宅 302号室	下前 1-7-12	無	無	3DK (51.1㎡)	3人以上	17,700 ~34,800円	1倍
③	下笹目住宅 101号室	笹目 8-1-26	有	有	3DK 車いすタイプ (60.1㎡)	3人以上 (車いす使 用者世帯) ※1	28,400 ~55,800円	
④	下笹目住宅 704号室				1DK (40.2㎡)	1人以上 ※2	19,000 ~37,300円	

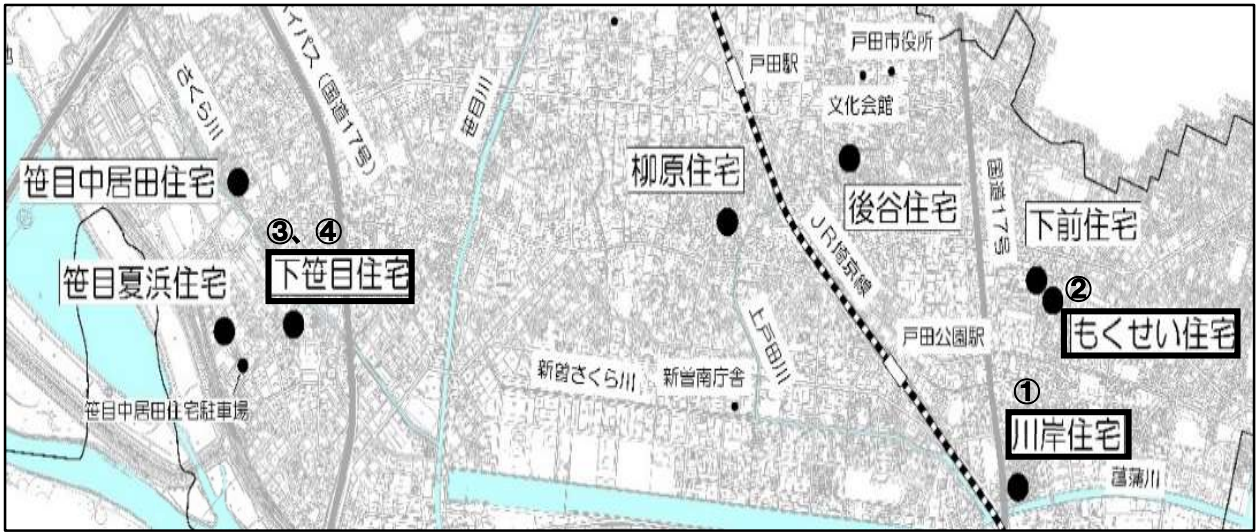
(※1) 入居者共通資格に該当し、次の①又は②のいずれかの要件を備え、かつ、車いすを使用する方がいる世帯のみ入居可。①下肢障害、体幹機能障害又は移動機能障害により、1～4級の身体障害者手帳の交付を受けている方、②障害の程度が「恩給法」別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する戦傷病者手帳の交付を受けている方

ただし、優遇世帯「③障害者世帯」のア・エに該当する方は優遇世帯となりません。

(※2) 1人以上世帯は、入居者共通資格に該当し、(1) 60歳以上(令和8年8月31日時点)の高齢者、(2) 障害者(身体障害(1～4級)・精神障害(1～3級)・知的障害(㉠、A、B又はCの療育手帳(みどりの手帳等)の交付を受けている方)、(3) 戦傷病者、(4) 原子爆弾被爆者、(5) 生活保護法の被保護者、(6) 特定中国残留邦人等で支援給付受給者、(7) 海外からの引揚者、(8) ハンセン病療養所入所者、(9) 配偶者暴力防止法等で規定するDV被害者のいずれか該当する方のみ入居可

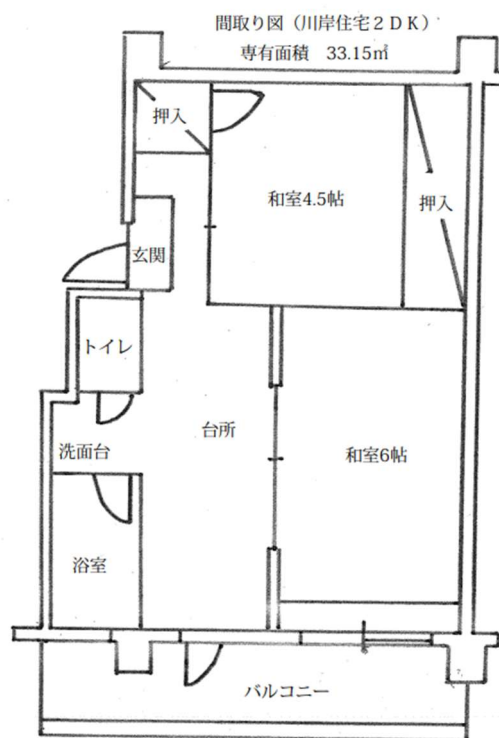
(※3) 倍率は、同じ住宅で同じ間取りの住戸の過去5年間の平均倍率を記載。なお、③については過去5年間で同じ間取りの募集実績が無かったため記載していません。

市営住宅位置図



① 川岸住宅 305号室

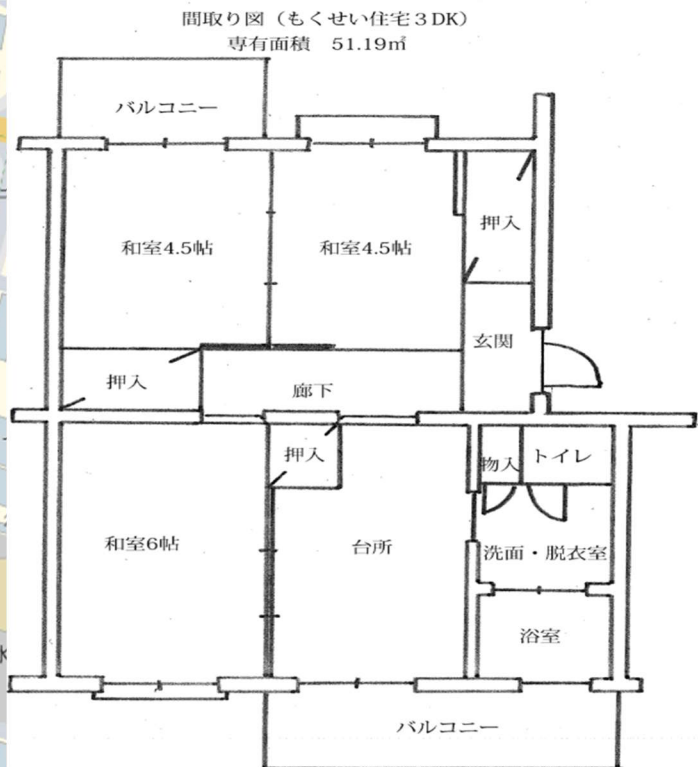
住所	戸田市川岸 2-6-22
完成年度	昭和 45 年度
建物構造	鉄筋コンクリート造 4 階建
間取・面積	2DK (6帖4.5帖)・33.1㎡
対象世帯	2人以上世帯
家賃	10,200～20,100円(予定)
駐車場	なし
ガス	都市ガス
最寄り駅	埼京線戸田公園駅 徒歩 13分



※部屋によって配置等が多少異なる場合があります。

② もくせい住宅 302号室

住所	戸田市下前1-7-12
完成年度	昭和52年度
建物構造	鉄筋コンクリート造4階建
間取・面積	3DK (6帖・4.5帖・4.5帖)・51.1㎡
対象世帯	3人以上世帯
家賃	17,700～34,800円(予定)
駐車場	なし
ガス	都市ガス
最寄り駅	埼京線戸田公園駅 徒歩12分

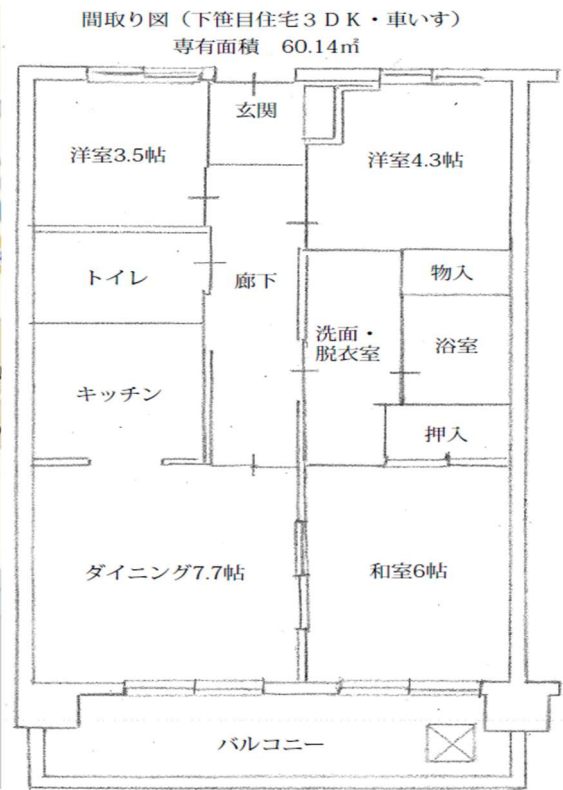


※部屋によって配置等が多少異なる場合があります。



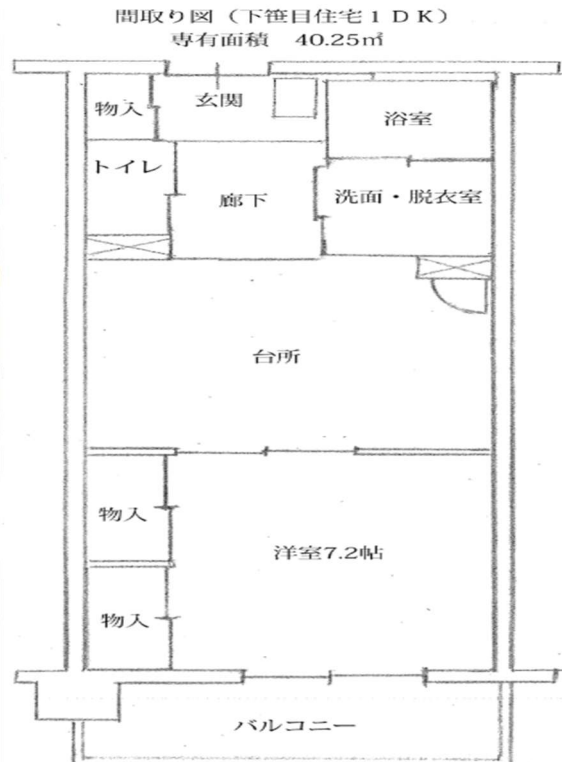
③下笹目住宅 101号室

住 所	戸田市笹目 8-1-26
完成年度	平成 20 年度
建物構造	鉄筋コンクリート造 7 階建 (エレベーターあり)
間取・面積	3DK (6 帖・3.5 帖・4.3 帖)・60.1 m ²
対象世帯	3人以上世帯 (車いす使用者がいる世帯のみ) 詳しくは P15 の※1 参照)
家 賃	28,400~55,800 円 (予定)
駐車場	あり (使用する場合、1 台につき 8,000 円/月)
ガ ス	都市ガス
最寄り駅	埼京線戸田駅までバス 18 分、バス停「笹目市営住宅」まで徒歩 1 分



④下笹目住宅 704号室

住 所	戸田市笹目 8-1-26
完成年度	平成 20 年度
建物構造	鉄筋コンクリート造 7 階建 (エレベーターあり)
間取・面積	1DK (7.2 帖) ・ 40.2 m ²
対象世帯	1人以上世帯 (詳しくは P15※2 参照)
家 賃	19,000~37,300 円 (予定)
駐車場	あり (使用する場合、1 台につき 8,000 円/月)
ガ ス	都市ガス
最寄り駅	埼京線戸田駅までバス 18 分、バス停「笹目市営住宅」まで徒歩 1 分



※部屋によって配置等が多少異なる場合があります。



6 入居者募集の流れ

窓口・郵送 申込

【募集期間】 令和8年6月1日（月）8：30から令和8年6月15日（月）17：15まで

（※）窓口受付は、土日祝日及び開庁日の12：00～13：00を除く。

【提出先】戸田市役所3階 建築住宅課（24番）

（※）令和8年6月15日（月）17：15までに建築住宅課へ到着しなかった書類は受付できません。

【提出書類】

- ①市営住宅入居申込書
- ②個人情報、住宅の修繕及び共用部分の管理に関する同意書
- ③優遇世帯に関する申告書
- ④85円切手貼り付け済みのハガキ2枚
（申込受付票、抽選結果通知書）
- ⑤市営住宅入居申し込み チェックリスト

インターネット 申込

【募集期間】 令和8年6月1日（月）9：00から令和8年6月15日（月）17：00まで

・下記QRコードから申込ページにアクセスし、必要項目を入力ください。

・申込後、登録いただいたメールアドレス宛に申し込み完了メールが送信されます。

（※）令和8年6月15日（月）17：00までに申込フォームから申込完了していない場合は受付することができません。

【入力項目】

- ①市営住宅入居申込フォーム
- ②個人情報、住宅の修繕及び共用部分の管理に関する同意項目
- ③優遇世帯に関する申告内容

【申込ホームページはこちら】



戸田市 市営住宅 申込み



受付票送付

市から、抽選番号を記入した「市営住宅入居申込受付票」（ハガキ）を抽選日前日までに送付します。届かない場合にはご連絡ください。

抽選番号送付

市から、登録いただいたメールアドレスに抽選番号を送付します。抽選日前日までに届かない場合にはご連絡ください。

公開抽選

【抽選会日時】 令和8年7月3日（金）10：00 開始

【場 所】 戸田市役所5階 大会議室A

公開抽選によって、当選者及び補欠者を選出します。なお、抽選会は公正な抽選を行うために公開しているものです。抽選会への出席の有無が結果に影響を及ぼすことはありません。

また、結果等の問い合わせについては14：00以降にお願いいたします。

抽選結果送付

申込者へ「抽選結果通知書」（ハガキ）を送付します。令和8年7月10日（金）までに届かない場合は建築住宅課までご連絡ください。

抽選結果送付

申込者へ登録いただいたメールアドレスへ抽選結果を送付します。令和8年7月10日（金）までに届かない場合は建築住宅課までご連絡ください。

資格審査書類の提出

【提出期限】 令和8年7月17日（金）17：15まで

当選者は、資格審査に必要な書類を建築住宅課窓口（3階・24番）へ提出してください（郵送不可）。また、当選された方で、室内の内見を希望される場合は、内見希望日の3日前までに建築住宅課までご連絡ください。

資格審査結果書類の送付

市から当選者の方へ、令和8年8月上旬から中旬までに資格審査結果書類及び入居手続きに関する書類を送付いたします。

入居手続きに関する書類の提出

当選者の方は、定められた敷金の納付や連帯保証人の選任を行い、必要書類を建築住宅課窓口へ提出してください。

入 居

原則として、令和8年9月1日（火）から15日以内に入居していただきます。

ただし、家賃は引越日にかかわらず、9月1日分から発生します。

《注意事項》

以下に該当する場合、失格となります。

- ・ 申込内容が、虚偽である場合
- ・ 同一世帯で、2通以上の申し込みをした場合
- ・ 資格審査書類を指定された期日までに提出しなかった場合
- ・ 入居者資格を満たしていないことが判明した場合
- ・ 入居決定通知書を受けながら、指定された期日までに入居手続きを行わなかった場合
- ・ 申込書に記載した世帯員が、入居できなくなった場合
- ・ 申込後に不備等で市から連絡した時、記載のあった電話番号・メールアドレスに連絡し、連絡がつかなかった場合

7 入居予定者の選定（公開抽選）

抽選番号

申込があった世帯に対して抽選番号を1つ付与します。

抽選番号は、申込者に対して受付票を送付してお知らせします。

優遇抽選

特に配慮が必要な世帯に対して、優遇抽選を実施しています。次の優遇世帯に該当する方については、通常1世帯に対して1つ付与している抽選番号に加え、その該当する条件の数だけ抽選番号を付与します。

ただし、車いす使用者世帯向け住宅の申込世帯については、優遇世帯「③障害者世帯」のア・エに該当する方は優遇世帯となりません。

また、LDKタイプ住宅の申込世帯について、優遇世帯に2つ以上該当した場合には、申込条件を除いた数だけ抽選番号を加算します。

《優遇世帯》

※詳しい要件は別紙の「優遇世帯に関する申告書」をご覧ください。

- ① 母子・父子世帯
- ② 高齢者世帯
- ③ 障害者世帯
- ④ 原子爆弾被爆者
- ⑤ 海外引揚者
- ⑥ ハンセン病療養所入所者
- ⑦ DV被害者世帯
- ⑧ 通算3回落選・補欠

⑨ 子育て世帯（ただし、子が20歳未満に限る。）

抽選方法

抽選は住戸ごとに次のとおり行います。補欠者の選出についても同様です。

- ①抽選箱に抽選番号と同じ番号札を入れます。
- ②抽選箱から1つずつ番号札を取り出します。（市職員が行います）
- ③各住宅の1番目が「当選者」となります。

補欠者

補欠者は各住戸に対して1位から3位までの計3名ずつ選出いたします。

補欠者は、申し込みを行った住戸に入居辞退等の事由が発生した場合、補欠順位に従って、入居のご案内をします。なお、当選者が入居手続きを完了した時点で補欠者としての資格は喪失します。

8 入居者資格審査

当選者の方は、以下の書類を提出期限までに持参してください。

審査等の結果については、後日お知らせします。残念ながら入居資格がなかった方にも、その旨をお知らせします。

なお、期日までに書類の提出がなかった場合は、入居辞退者となり、原則として次回募集時から1年間は申し込みできません。

【提出期限】 7月17日（金）17：15まで

【提出場所】 戸田市役所3階 24番窓口 建築住宅課

全員（申込書に記載されている親族）に提出していただく書類

書 類	内 容
納税の証明書※1 (収納推進課)	市町村長が発行する市民税等の完納証明書（申込世帯全員※2の分）
現在住んでいる 住宅の証明書	次の①又は②のいずれかの書類 ①賃貸アパートや借家に住んでいる方 →現在の契約期間が分かる賃貸借契約書等のコピー ②親族等の家に住んでいる方 →家屋の登記全部事項証明書（所有権の記載があり、かつ法務局が発行したもの）

※1 令和8年1月2日以降に戸田市に転入された方の証明は、令和8年1月1日に住民登録のある市区町村で発行されます。市区町村によって市民税等の完納証明書が発行されない場合があるため、その時は、令和8年度（令和7年分）納税証明書をご提出ください。

※2 申込日時点で中学生以下の方を除いて入居される方全員の分が必要です。

該当する方のみ提出していただく書類

(※) 世帯の状況に応じて、追加で書類の提出をお願いする場合があります。

	区 分	書 類
収入	令和7年1月2日以降に現在の職場に就職した方	・給与支払証明書（直近3ヶ月分）
	令和7年1月2日以降に自営業を開業した方	・税務署長に提出した開業届の控え・事業所得等収支明細書（直近3ヶ月分）
	令和7年1月2日以降に退職し、現在無職の方	・雇用保険受給資格者証のコピー又は退職証明書（当時の勤務先の代表者等が証明したもの）
	令和7年11月以降に新たに年金の受給権を取得した方	・年金証書及び年金支払通知書のコピー
在勤	市外居住者で市内に勤務場所のある方	<ul style="list-style-type: none"> ・在職証明書（勤務先の代表者等が証明したもの） ・世帯全員で、続柄の記載のある住民票 ・令和8年度所得証明書（令和7年分所得） ※中学生以下を除き全員分提出
世帯状況	事実上婚姻関係が解消した世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本（3ヶ月以内の発行） ・入居可能日の前日時点（令和8年8月31日）で連続して1年以上別居していることを証明する双方の住民票又は家庭裁判所に離婚の調停を申し立てている証明書 ・児童扶養手当証書のコピー（受給している方のみ提出）

区 分		書 類
世帯状況	事実婚の関係（パートナーシップ関係・ファミリーシップ関係を含む）に該当する世帯	次のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの戸籍謄本と内縁関係申立書等 ※ただし、入居可能日の前日時点（令和8年8月31日）で連続して1年以上同居していること。 <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する届出受理証明書又は届出受理証明カード
	同居予定者が別世帯の場合	・戸籍謄本（3ヶ月以内の発行）
	現在婚約中の方	・婚姻届出受理証明書 ※令和8年8月31日までに入籍したことが確認できる書類を提出することが条件となります。
	配偶者のいない成人 単身で申込む方	・戸籍謄本（3ヶ月以内の発行）
外国籍	日本国籍のない方	次のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> ・在留カードまたは特別永住証明書（カード）の表裏のコピー（世帯全員分提出）
	母子（父子）世帯、配偶者のいない成人又はひとり親（寡婦）のいずれかに該当し戸籍謄本が取れない方	独身証明書（婚姻要件具備証明書）等、未婚、離婚、配偶者の死亡が確認できる公的証明書と日本語訳
子育て	母子（父子）世帯	・戸籍謄本（親子別戸籍の場合は両方必要）（3ヶ月以内の発行）
	ひとり親（寡婦）に該当する方	・戸籍謄本（配偶者の死亡等が確認できる

区 分		書 類
		もの) (3ヶ月以内の発行)
落 選	通算3回落選・補欠	<ul style="list-style-type: none"> ・落選または補欠となった「抽選結果通知書」3枚 <p>※募集月の前の直近5年間において、同一名義人で市営住宅の入居申込をし、落選もしくは補欠となった回数が3回以上の方。</p>
被 害 者	DV被害者世帯	<p>次のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性相談支援センター又は配偶者暴力相談支援センターの長の証明 ・女性自立支援施設又は母子生活支援施設の長の証明(入所の証明) ・裁判所が決定した保護決定書のコピー
公 共 事 業	都道府県営住宅、UR賃貸住宅及び特定優良賃貸住宅に居住中の方で、住宅の除却が決定している方	<ul style="list-style-type: none"> ・除却が決定していることを証明する書類のコピー
	都道府県営住宅に入居しており、かつ、正当な事由による明渡しの期限日が定められている方	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県営住宅の事業主体が発行した、明渡し期限日が明記されている書類のコピー
災 害	災害により住宅が滅失した世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が発行する住宅の滅失を証明する書類(罹災証明書)
そ の 他	原子爆弾被爆者	<ul style="list-style-type: none"> ・被爆者健康手帳のコピー

区 分		書 類
そ の 他	ハンセン病療養所等に入所していた方がいる世帯	・入所証明書(国立ハンセン病療養所等の長、又は厚生労働省健康局疾病対策課長が証明したもの)
	特定中国残留邦人等で支援給付を受給されている方	・支援給付需給証明書